



I 基本的事項：令和7年度の制度の概要

(R7.3『こども誰でも通園制度の実施に関する手引』p10~12より抜粋)

事業の全体像

※本制度 = こども誰でも通園制度とする

「事業の実施方法」

本制度は、事業の実施主体である市町村から、適切に事業を実施できると認められる者として認可された事業者が実施。

「提供内容の検討」



①実施方法

余裕活用型

例えば、0歳児・9人クラスで、7人の在籍児童しかいない場合、保育士は3名以上配置。※1

2名の在籍定員の空き枠を活用し誰でも通園利用児童を受け入れる

※1 保育所、認定こども園、家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う事業所において当該施設又は事業を利用する児童の数が定められた利用定員の総数に満たない場合において、当該利用定員数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として実施が可能。定員内での受入れのため、基本的に各クラスの保育者による受入れが基本。

一般型（在園児合同）

例えば、0歳児・9人クラスの場合。クラスの定員枠とは別に、クラス内に誰でも通園利用枠を設け、且つ専任の保育士を配置。※2

クラス定員の数 + 誰でも通園利用児童のこどもの数に対する面積基準を足す必要あり

※2 こどもに関わる職員は、在園児の保育体制とは別に、設備運営基準第22条に則し、乳児おおむね3人に対して従事者1人、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人に対して従事者1人以上を配置。なお、従事者の半数以上が保育士となること、配置する従事者が2人を下回らないことを遵守する必要あり。

一般型（専用室独立実施）

クラスとは別に、誰でも通園専用室を設け、専任の保育士を配置。※3

※3 基本的に本制度の対象となるこども同士で過ごす形態。活動内容や時間帯によっては、実施事業所の実情に応じて在園児と一緒に過ごすことも可能。独立施設実施の場合も同様

I 基本的事項：令和7年度の制度の概要

(R7.3『こども誰でも通園制度の実施に関する手引』p16~17より抜粋)

事業の全体像<<続き>>

※本制度 = こども誰でも通園制度とする

<<施設等類型に則した実施に当たっての創意工夫>>

施設等類型に応じた様々な創意工夫の在り方が考えられるため、事例集にお示しする好事例を参考に、**施設等類型それぞれの良さを生かした運営を心掛けることが重要。**

<<利用の流れ>>

一般的な利用の流れとして、以下が想定。

